

書牘卷之二（十六）

人請証文

覺覺

東京

第何大区區何小区區何町何番地

又ハ何府縣管下

何国國何郡何村

何某恠又ハ娘

何某

右何某と申者、拙者請人尔に

相立、今明治何年何月何日より

来ル何年何月何日まで、貴殿

方へ「壹ヶ月・壹ヶ年」何円圓何錢之御給

金ヲ以、御雇ニさし上候處

実正也、尤給金之儀は者、

「毎月末・春秋兩度」ニ御渡相成へく候處、

其内御取替金として、此度

金何円圓御渡し下され、正

ニ受取申候、以後御国國法并

御布告等ハ勿論、御家則堅

く相守らせ申へく候、万萬一此

者義ニ付、何様之故障出来

候とも、拙者引受、聊御苦勞

相懸申間敷候、尤当人

病氣等にて、定約中御暇二

相成候節は、御談判次第、

代人又ハ御給金之内なり共、

早速弁済致すべく候、後日の

ため、証書さし入候也、

明治何年何月何日

本人 何某

証人 何某

何某殿

※漢字は全て新字体に直したが、原文が旧字体に近い書体で書かれている場合は、右脇に旧字体を添えた。

※変体仮名は現行の平仮名に直した。なお、字母に当たる漢字を右脇に添えた。